

維持管理特記仕様書（共通編）

維持管理特記仕様書（共通編）

目 次

第1 節 一般事項

- 1 適用範囲
- 2 植物への配慮
- 3 施設への配慮
- 4 利用者その他への配慮
- 5 枝葉等の処置

第2 節 清 掃

- 1 園地清掃
- 2 池 清 掃
- 3 便所清掃
- 4 便所排水管清掃
- 5 排水溝その他清掃
- 6 固形状廃棄物収集
- 7 落書抹消

第3 節 除 草

- 1 除 草（ 人力による抜根除草）
- 2 草 刈

第4 節 薬剤散布

- 1 病虫害駆除

第5 節 芝 生

- 1 刈 込 み
- 2 施 肥
- 3 除 草
- 4 病虫害駆除
- 5 目土かけ
- 6 エアレー ション
- 7 カッティング

第6 節 樹木

- 1 高木せん定
- 2 低木せん定
- 3 生垣せん定
- 4 玉物刈り込み
- 5 花木せん定
- 6 マツのせん定
- 7 カイズカイブキの剪定
- 8 病虫害駆除
- 9 支柱取り外し
- 10 結束直し
- 11 枯損木処理
- 12 高木施肥－ 輪肥（ わごえ）
- 13 高木施肥－ 車肥（ くるまごえ）
- 14 高木施肥－ つぼ肥
- 15 低木・生垣施肥
- 16 倒木復旧

第7 節 花 壇

- 1 材 料
- 2 地ごしらえ
- 3 植え付け
- 4 除草・かん水
- 5 施肥・病虫害駆除
- 6 補 植

第1節 一般事項

1 適用範囲

指定管理者が行う都市公園の維持管理業務に適用する。

2 植物への配慮

当該管理作業の目的及び管理作業が及ぼす影響の強さなどを十分理解し、特に生き物としての植物に対する細心の注意と愛情を持ってあたるよう努めるものとする。

3 施設への配慮

当該施設並びにその周辺の施設及び車両等においては、その機能及び利用等に支障をきたすおそれのないよう十分注意し、万全の策を講ずると共に支障ある場合は、速やかに本市に報告すること。

4 利用者その他への配慮

安全に十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合においては、受注者の責任において処置すると共に速やかに本市に報告すること。

5 枝葉等の処置

せん定・刈り取り・除草等によって生じる樹木の枝葉等は、大津市大田廃棄物最終処分場等の大津市が指定する処分場での処分とし、野焼きによる焼却は行わないこと。

第2節 清掃

1 園地清掃

- (1) 園路・吸い殻入れ・くずかごその他園地のゴミを取りこぼしのないようきれいにかき集めること。
- (2) L型側溝等に溜まったゴミ等は、入念に取り除き、排水を常に良好な状態に保つこと。
- (3) 植え込み地清掃については、ゴミ・空きビン・空缶などを一つ一つ取り除き、指定場所に集積すること。落ち葉・小枝などについては、土へ還元させるためにそのまま堆積させる等の処置を指示することがある。
- (4) 低木内のゴミ等は、木をいためないよう注意して取り除くこと。
- (5) 池などの水面に浮遊する落ち葉・ゴミ・空ビン・空缶等の美観を損ねるものについては、収集すること。

2 池清掃

- (1) 作業時期・期間は、事前に本市と協議のうえ、行うものとする。
- (2) 排水管・排水柵に溜まったゴミ・土砂等は、入念に取り除き、排水を常に良好な状態に保つこと。
- (3) 噴水ノズル及び目地部分等の施設については、損傷のないよう丁寧に取り扱うこと。
- (4) 池底に沈殿する土砂・ゴミ等については、収集すること。
- (5) 池中の生物については、本市の指示により処理すること。
- (6) 池中に貨幣がある場合は、これを分別収集し本市へ提出すること。
- (7) 作業完了後、本市と協議のうえ水を張ること。

3 便所清掃

- (1) 作業中は、標示看板を掲げ、利用者に一時使用禁止であることを知らせること。
- (2) 便器に付着した汚物は、除去した後、薬品等を使用して洗うこと。
- (3) 床及び壁は水洗いし、床面に溜まった洗いは利用に支障をきたさないよう排水すること。
- (4) 壁は、汚物等を除去し、水で洗い流すこと。ただし、磁器タイル等は、内装仕上げ材が使用されている場合は、直接水をかけず、雑巾等を使用し、目地等を傷めないよう注意すること。
- (5) 蜘蛛の巣やほこりは、ほうき等ではらうこと。
- (6) くみ取り便所便槽内及びくみ取り口は、必要に応じて脱臭剤及び殺虫剤を使用すること。
- (7) 便器及び排水管に詰まった夾雑物は、除去し、水洗いすること。なお、バキューム車を使用しないと除去できない場合は、速やかに本市に報告するものとする。
- (8) 水洗いした夾雑物は、回収したゴミ等とともに適正に処理すること。

4 便所排水管清掃

- (1) 作業は、便器排水管に詰まった夾雑物をバキューム車またはカンツール等を使用し、除去すること。
- (2) 作業は、速やかに実施し、本市に報告するものとする。
- (3) 作業中は、水洗いし、適正に処理すること。
- (4) 除去した夾雑物は、水洗いし、適正に処理すること。

5 排水溝その他清掃

- (1) 作業は、便器排水管に詰まった夾雑物をバキューム車またはカンツール等を使用し、除去すること。
- (2) 除去した土砂等は、適切な場所に搬入すること。

6 固形状廃棄物収集

園内に集積してある廃棄物及び、園内に散らばっているゴミ等（不法投棄を含む）を分別・破碎・圧縮し、定められた回数以上収集し、可燃物及び不燃物等をそれぞれ適切な施設へ搬入すること。

7 落書抹消

- (1) 作業は、本市の指示により速やかに実施すること。
- (2) 人権侵害の疑いのある落書の発見・通報等があった場合には、写真等の記録や内容をメモし本市へ報告すると同時に、「使用禁止」の貼紙などにより市民の目に触れないようにする措置を施すこと。

第3節 除草

1 除草（人力による抜根除草）

- (1) 人力による除草は、地際より繁茂している雑草類を、根株を残さないように人力により抜き取るものである。

- (2) 本作業にあたっては、樹木類（地被類等を含む）を傷めないように十分注意しながら行い、その抜き跡は凹凸のないように付近の土で埋め戻しをすること。
- (3) 抜き取った雑草類等は、直ちに運搬処理すること。
- (4) 高木（街路樹を含む）のひこばえも、同時に取り除くこと。

2 草刈

- (1) 草刈は、繁茂している雑草類と草刈機、その他の器具を用いて地際より丁寧に刈り取るものである。
- (2) 作業は、樹木・地被類を傷つけないよう十分注意すると共に人畜車両等に飛石等の損傷を与えないよう作業箇所及びその周辺の安全確保に留意すること。特に動力草刈機を用いるときは、飛石防護ネット等により、飛石等による周囲への損傷対策を十分に施して作業を行うこと。
- (3) 刈り取った雑草類等は、ただちに運搬処理すること。

第4節 薬 剤 散 布

1 病虫害駆除

- (1) 薬剤の使用に際しては、本市が定める「大津市施設などにおける農薬・殺虫剤など農薬適正利用ガイドライン」を遵守すること。また、農薬取締法の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準・使用方法を遵守すること。
- (2) 薬剤の希釈及び調合
 - (a) 乳剤・液剤については、正確に容積計測により計量し、水和剤・水溶剤は、重量計測により計量すること。
 - (b) 薬剤は、その物理的及び化学的性質により調合不可能なものがあるので、必ず事前確認のうえ、調合すること。
 - (c) 混合は、①展着剤②乳剤③水和剤④液剤・水溶剤の順に入れること。
 - (d) 展着剤の量は、入れすぎても効果が低くなるため、規定量を計測して加えること。
- (3) 薬剤の散布
 - (a) 散布前の注意
 - ・ 薬剤の調合は、素手で行わないこと。
 - ・ 薬剤及び容器の取扱に十分注意すること。
 - ・ 気象条件の整った日を選定すること。（晴天または曇天の無風状態がよい。）
 - (b) 散布時の注意
 - ・ 散布作業は、使用薬剤に明記された使用法に従って行うこと。
 - ・ 風向に注意し、風上から風下に向かって散布すること。
 - ・ 散布区域に第三者が近づくことがないように誘導すること。
 - ・ 散布樹木に対し、あらゆる方向から適量かつむらなく散布すること。なお、散布適量とは、枝葉面の表面全体に霧状に薬剤が付着している程度である。
 - ・ 使用する動力噴霧器は、高木先端部まで届く必要があるため、作業に応じた能力のあるも

のでなければならない。

(4) 殺虫カプセル打込み

- ・メーカー等で定めている基準、使用方法を遵守すること。

第5節 芝 生

1 刈込み

- (1) 刈込みは、芝生地内にある樹木・株物・施設等を損傷しないように注意し、刈むら・刈残しのないよう均一に刈り込むこと。
- (2) 刈込み高は、原則として 20～30 mm とするが支障がある場合は本市と協議すること。
- (3) 刈取った芝は、速やかに処理すると共に刈跡はきれいに清掃すること。
- (4) 縁切りは、本市と協議のうえ低木・施設等に匍匐茎が進入しないように刈込むこと。(低木類については、樹冠より 10 cm 内外の幅で垂直に刈込むこと。)
- (5) 刈込みに先立ち、作業箇所の小石等の危険物の除去を行うこと。

2 施 肥

所定の施肥料を芝生面にむらのないよう、均一に散布すること。

3 除 草

- (1) 芝生を傷めないように除草ホークなどを用いて根より丁寧に抜き取ること。
- (2) 抜き取った除草は、速やかに処理すると共に除草跡は、きれいに清掃すること。

4 病虫害駆除

- (1) 薬剤の使用に際しては、本市が定める「大津市施設などにおける農薬・殺虫剤など農薬適正利用ガイドライン」を遵守すること。
- (2) 使用する農薬は、すべて所定の薬剤を使用すること。
- (3) 散布するときは、人畜・建築物・車両等に影響を及ぼさないように注意すると共に樹木・草花等に薬剤が付着しないよう、芝生に均一に散布すること。
- (4) 使用器具・施行方法等については、事前に本市に報告すること。

5 目土かけ

- (1) 目土は、植物の根・瓦礫・赤土等がなく、篩により篩い分けした目土用土を用いる。土壌改良材及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるように入念に混合すること。
- (2) 目土用土は、指定の厚さに「とんぼ」等を用いて、むらなく均一に充分すり込むこと。

6 エアレーション

芝生土壌の硬化を防止するためにエアレーション器具または機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行うこと。

7 カッティング

穴及びカッティングの深さ間隔等は、本市と協議すること。

第6 節 樹木

1 高木せん定

(1) せん定の種類

- (a) 基本せん定は、樹木の骨格づくりを目的とするもので、主として冬季せん定により行う。
- (b) 軽せん定は、樹冠の整正・混みすぎによる枯損枝の発生防止などを目的とするもので、主として夏季せん定に適用し、切り詰め・枝抜き等を行う。

(2) 主としてせん定すべき枝

- (a) 枯れ枝
- (b) 弱小枝（成長の止まった弱小の枝）
- (c) 病虫害枝（著しく病虫害におかされている枝）
- (d) 障害枝（通風・採光・架線・人車の通行等の障害となる枝）
- (e) 危険枝（折損によって危険をきたす恐れのある枝）
- (f) 冗枝・ヤゴ・胴ブキ・徒長枝・カラミ枝・フトコロ枝・立枝等（樹冠・樹形・生育上不必要な枝）

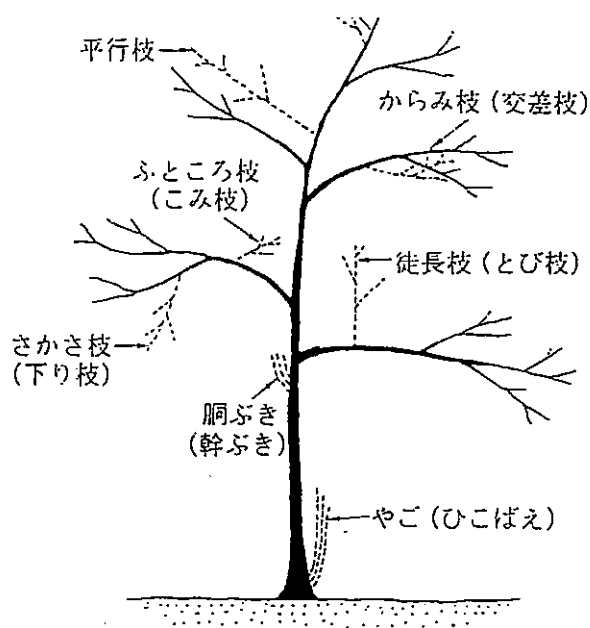


図 5-3 基本剪定名称

(出典 「大阪府土木部緑化基準」)

(3) せん定の方法

(a) 一般事項

- ・ 樹木は、特に修景上、規格形とする必要のある場合または立地条件上やむを得ない場合を除き、原則として自然形仕立てとすること。
- ・ 不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」などは、原則として行わないこと。
- ・ 下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強くし、下方を弱くせん定すること。
- ・ 太枝のせん定は、切断箇所の表皮がはがれないように切断予定箇所の数 10 cm 上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くした上で切り返しを行い、切除すること。また、太い枝の切断面には、必要に応じて防腐処理をすること。

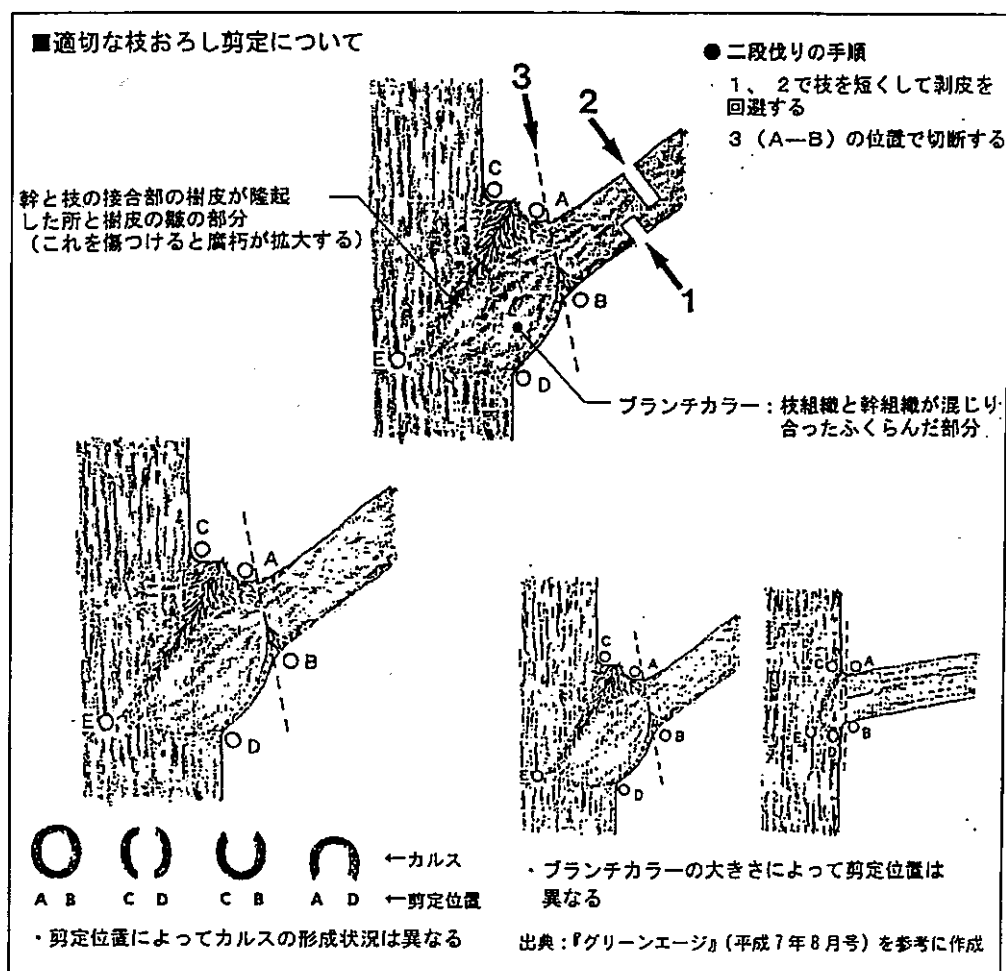
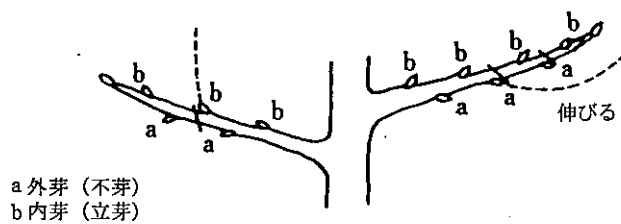


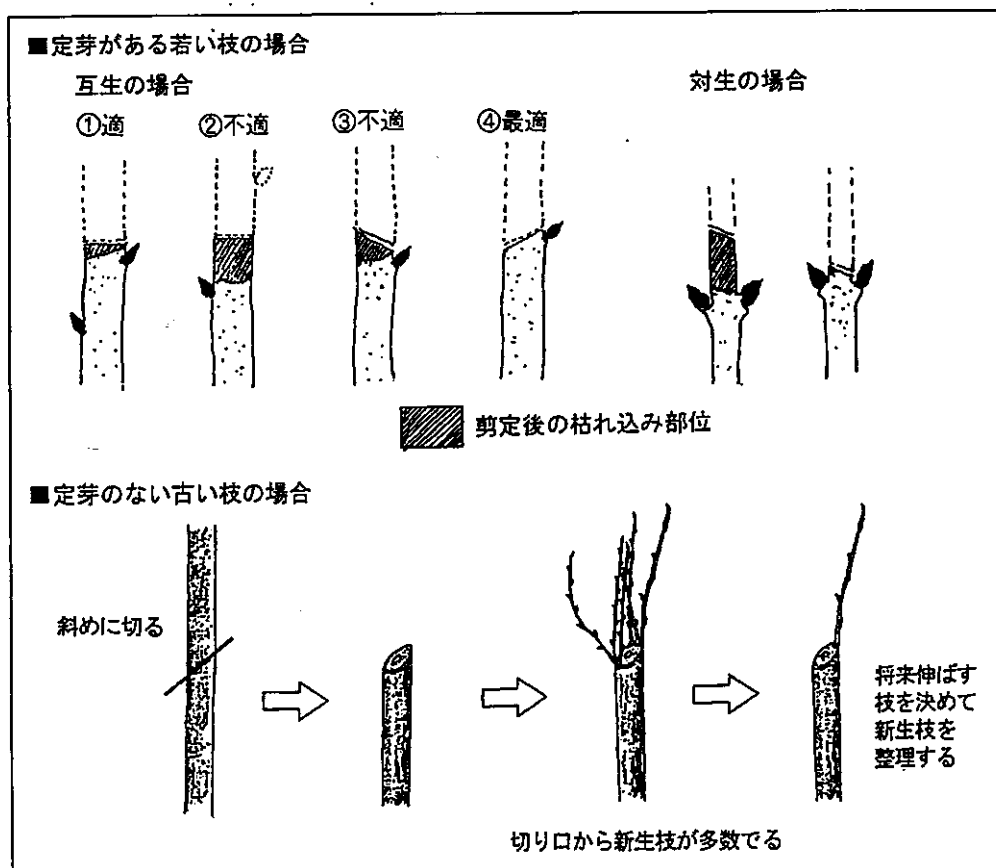
図5-4 枝下ろし剪定 （出典 「街路樹剪定士必携」）

(b) 切り詰めせん定

主として新生枝を樹冠の大きさが整う長さに定芽の真上の位置でせん定すること。この場合、定芽は、その方向が樹冠を作るのにふさわしい枝となる向きの芽（原則として外芽、ヤナギなどは内芽）とすること。



外芽、内芽と芽の残し方

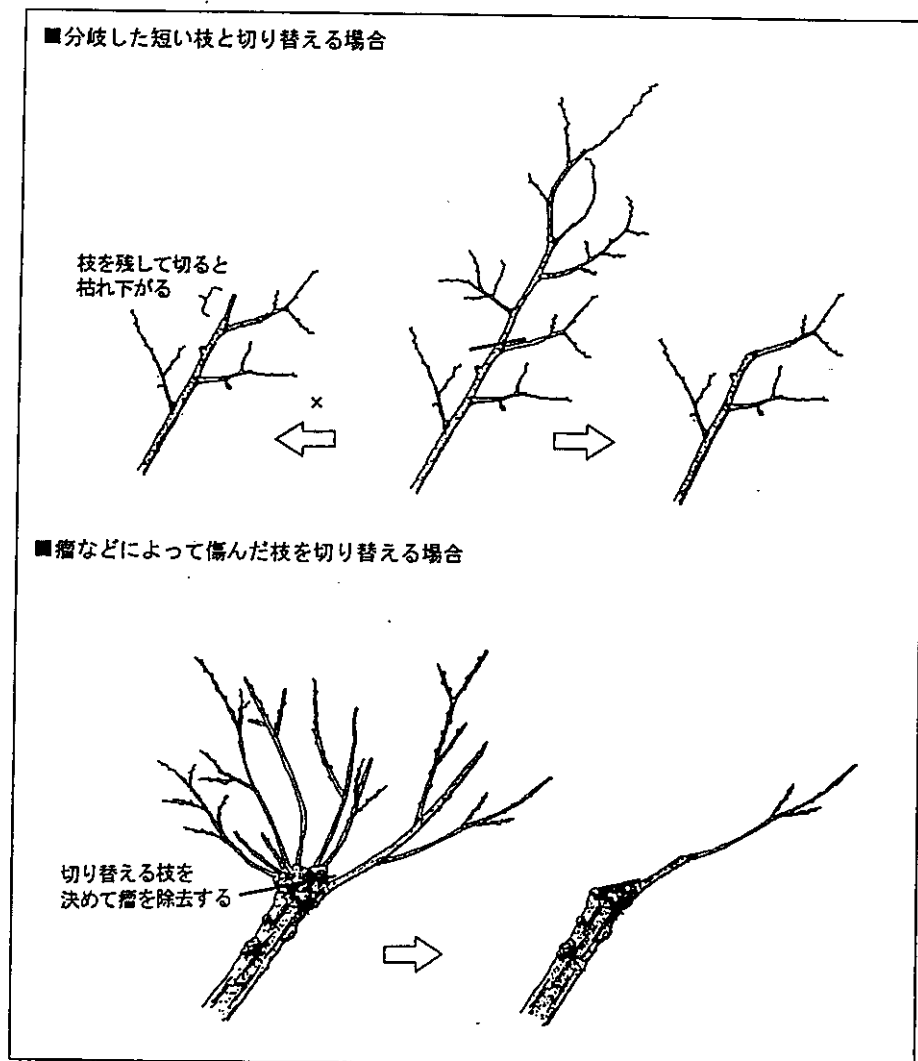


切詰剪定

（出典 「街路樹剪定士必携」）

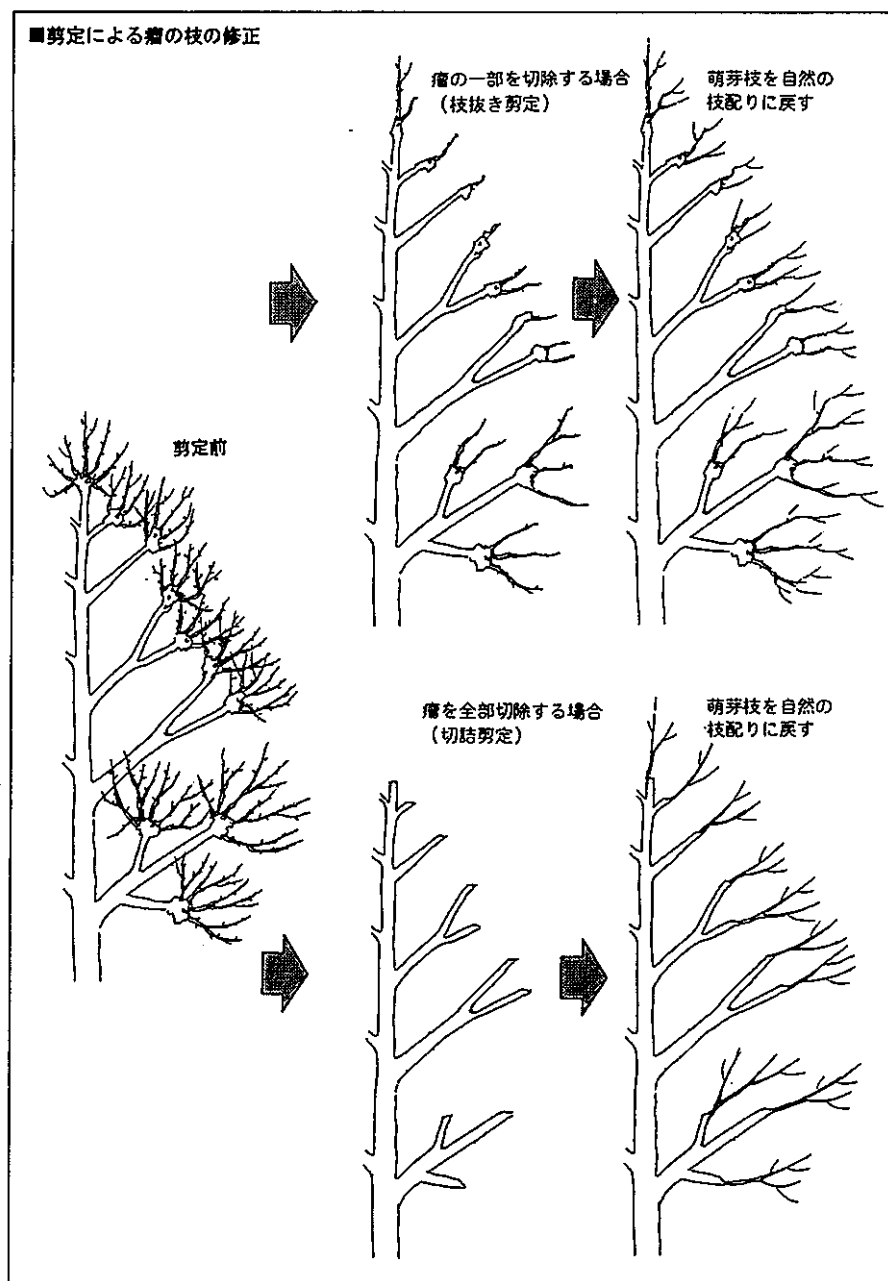
(c) 切り返しせん定

樹冠外に飛び出した枝の切り取り及び樹勢を回復するため、及び樹冠を小さくする場合などに行い、せん定は、適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取ること。



切り返し剪定

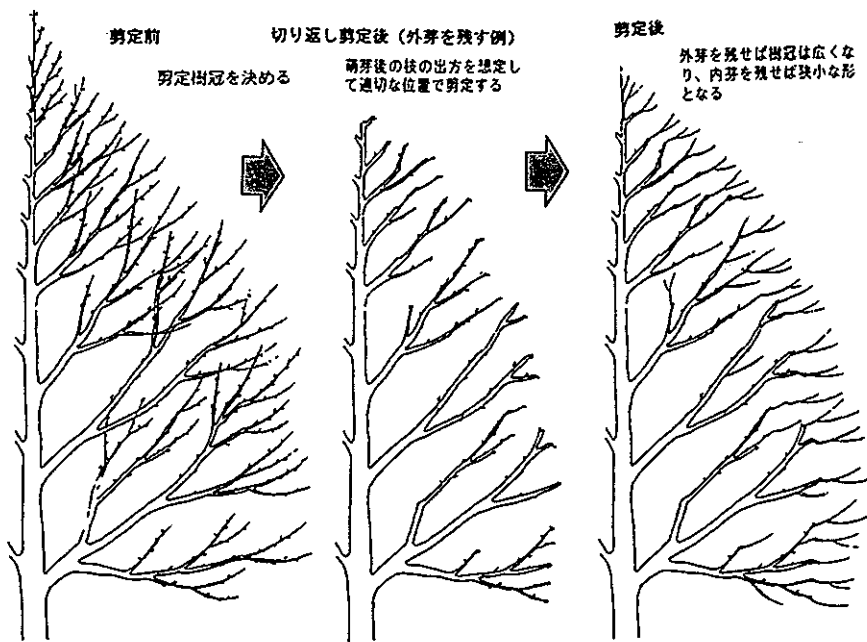
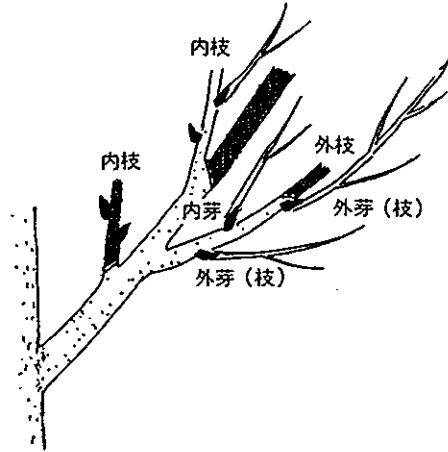
(出典 「街路樹剪定士必携」)



切り返し剪定 詳細図 1

(出典 「街路樹剪定士必携」)

■切り返し剪定

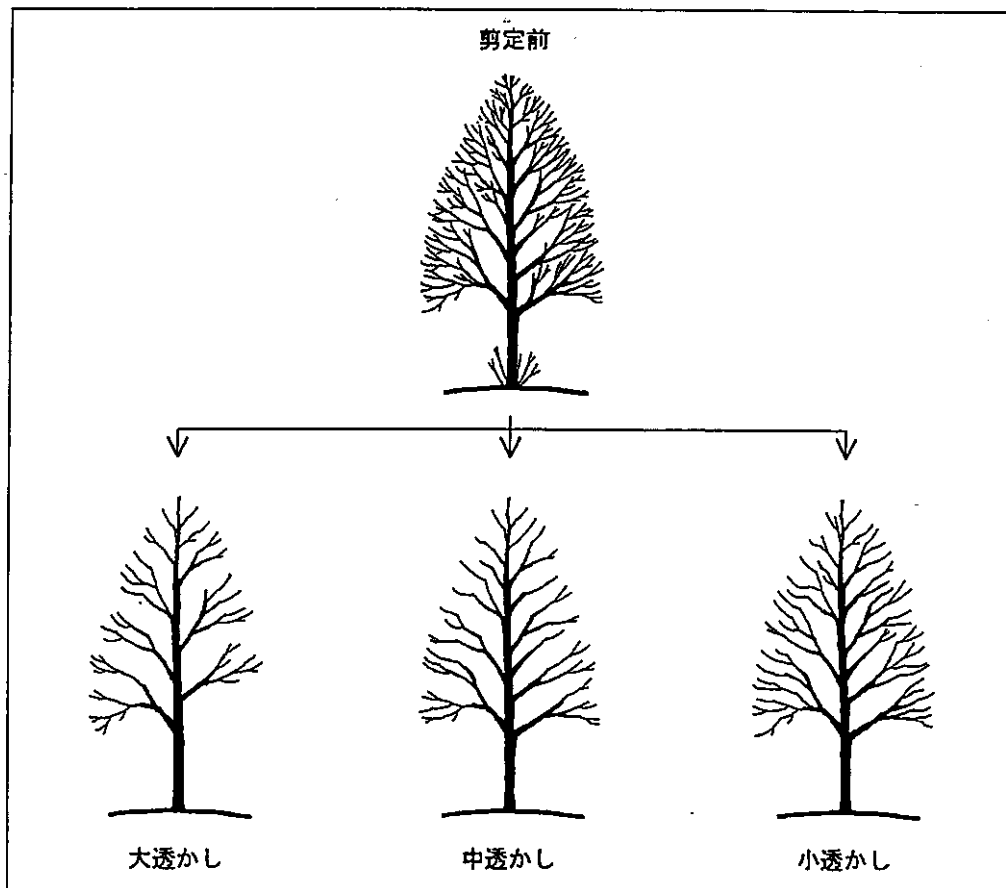


切り返し剪定 詳細図 2

(出典 「街路樹剪定士必携」)

(d) 枝抜きせん定

混みすぎた部分の枝または、樹冠の形姿構成上不必要な枝（冗枝）等をその枝のつけ根から切り取ること。



枝抜き（透かし）剪定

（出典 「街路樹剪定士必携」）

2 低木せん定

- (1) 樹木の特性に応じて切り詰め、中透かし、枯れ枝の除去などを行うこと。その他、樹木手入れに準ずること。
- (2) 特に花木は、慎重に行い、花芽形成後に強せん定を行うことは避けること。
- (3) せん定に際し、樹幹面から幹枝が露出した場合は、その枝を樹幹面より低い位置で切除し、新梢展開後に樹冠がそろうようにすること。
- (4) 異なる樹種が接している場合は、それぞれ樹種ごとに形を整えるようせん定すること。
- (5) 全体のせん定が終わった後、もう一度見直し、修正せん定を行うこと。

3 生垣せん定

- (1) 冗枝・徒長枝等をせん定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈り込み、天端をそろえること。
- (2) 枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行うこと。
- (3) 刈り込みの際に、一度に刈り込まないで数回の刈り込みを通して徐々に刈地原形に仕立てていくこと。特に、ヒノキ・サワラのように不定芽の発生しにくいものは注意深く行うこと。
- (4) 刈り込み機械（トリーマー）で刈ると葉の切断面の枯れが目立つ樹種（ヒイラギモクセイ・サザンカ等）にトリーマーを使用する場合は、刃をよく研いだものを使用し、木ばさみ等で仕上げせん定を行うこと。
- (5) 生垣の高さと幅との関係は、次表を標準とする。ただし、樹種及び生育の度合いにより、この表により難しい場合は本市と協議して定める。

※参考

生 垣 の 高 さ と 幅（単位：cm）						
高さ	30	60	100	120	180	250
幅	20 ～ 30	30 ～ 40	40 ～ 50	50 ～ 60	60 ～ 70	70 ～ 80

- (6) 生垣の高さは、場所により必要な高さが決まっていることが多いので、必要以上に高くないように注意すること。
- (7) 全体のせん定が終わった後、もう一度見直し、修正せん定を行うこと。

4 玉物刈り込み

- (1) 枝の密生した箇所は中透かしを行い、刈り地原形を十分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を、輪郭線を作りながら刈り込むこと。
- (2) 裾枝の重要なものは、上枝を強く下枝を弱く、刈り込むこと。また、針葉樹については、萌芽力を損なわないように樹種の特性に応じ、十分注意しながら芽つき等を行うこと。
- (3) 大刈り込みは、各種樹種の生育状態に応じて刈地原形を十分考慮しつつ刈り込むこと。また、植え込み地内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後に枝返しを行うこと。

5 花木せん定

花木類は、花芽の分化時期と着生位置に注意して、手入れを行うこと。

6 マツのせん定

公園等にある修景木として植栽したマツは、年1回、秋に新梢のせん定と古葉取りを行うこと。

7 カイズカイブキのせん定

「第6節 3 生垣のせん定」に準じて行うこと。杉葉が発生している場合は、せん定の際に除去すること。

8 病虫害駆除

「第4節 1 病虫害駆除」に準じて行うこと。

9 支柱取り外し

在来の支柱及び添え木の取り外しは、樹木を損傷しないように注意し、根元から完全に引き抜くこと。また、杉皮・シュロ縄・亜鉛引鉄線・洋釘及び幹巻き材も同様にきれいに取り除くこと。

10 結束直し

在来の杉皮・シュロ縄・亜鉛引鉄線は、樹木を損傷しないように丁寧に取り除き、新しい材料をもって樹幹に緊密に固着するように杉皮を巻き、シュロ縄で結束すること。

11 枯損木処理

- (1) 枯損木の伐採にあたっては、人畜・建築物・車両・周辺樹木・その他の施設に損傷を与えないよう、かつ安全確保に努めること。また、周辺の芝生等は、必要に応じてシートをかぶせるなどの保護処置を行うこと。
- (2) 枯損木処理は抜根処理を原則とするが、根を残す場合はできるだけ地際で切除すること。
- (3) 伐採した樹木は、枝払いし、一定の長さに切断した後、指定箇所に処理すると共に、周囲はきれいに清掃すること。

12 高木施肥－ 輪肥（わごえ）

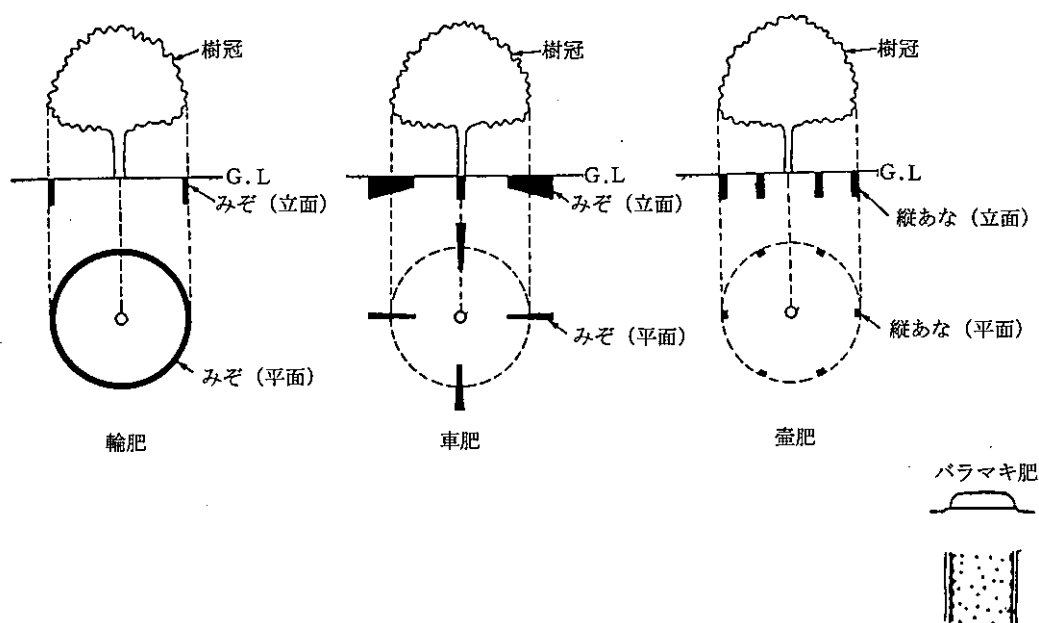
樹木主幹を中心に葉張り外周線の地上投影部分に深さ20cm程度の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土すること。溝掘りの際、特に支根を傷めないように注意し、細根の密生している場合はその外側に溝を掘ること。

13 高木施肥－ 車肥（くるまごえ）

樹木主幹から放射状に遠ざかるにつれて幅を広く、かつ溝を深く掘り（原則として4箇所）、溝底に所定の肥料を敷き込み、覆土すること。溝の深さは20cm（内側）～40cm（外側）程度、長さは葉張りの3分の1程度とし、溝の中心部分が葉張り外周線下にくるように掘ること。

14 高木施肥ー つぼ肥

- (1) 樹木主幹を中心に葉張り外周線の地上投影部分に放射状に縦穴を掘り、所定の肥料を入れ、覆土する。
- (2) 移植後1年以内の樹木及び剪定直後の樹木で葉張り外周線の不明瞭な樹木については、溝及び穴の中心線が樹幹中心より根元直径の5倍の位置にくるように掘ること。
- (3) 肥料を埋める位置が芝生地等の場合は、肥料を敷き込んだ後、芝生等を植え直すこと。
- (4) (2)・(3)については、全ての高木施肥に共通とする。



施肥の方法（出典：公園緑地の維持管理マニュアル）

15 低木・生垣施肥

肥料が枝葉に直接触れないように注意し、植え込みに均一に散布すること。枝葉に付いた場合は、掃き落としておくこと。

16 倒木復旧

- (1) 倒木復旧は、台風等により樹木が傾斜したものを正常な状態に戻す作業をいう。
- (2) 倒木復旧にあたっては、できるだけ根を切らないように必要に応じて根元の周囲を掘削し、樹木を傷つけないよう注意すること。
- (3) 根張りの状態または根の損傷程度によって、本市と協議のうえ、樹勢に応じたせん定を行うこと。
- (4) 支柱の取り付け・水鉢づくり・養生等は、「植樹工事」に準じて行うこと。

第7節 花 壇

1 材 料

- (1) 花苗は、病虫害に侵されていない健全なもので、あらかじめ植え出しに耐えるように栽培され、細根の多く発生している徒長していないもので、すでに開花してるもの又は開花寸前のものを使用すること。
- (2) 草花の品種は、矮性のものとし、高さが最高40cmまでのものを使用すること。

2 地ごしらえ

- (1) 古株・雑草等は、根より掘り起こし、土を払った後、速やかに処理すること。
- (2) 地ごしらえは、まず所定の土壌改良材・肥料・薬剤を表面に均一に撒き、床土を鍬・レーキなどで深さ30cm程度まで耕耘しながら良く混合した後、一様に均すこと。

3 植え付け

- (1) 植え付けにあたっては、デザインに従ってあらかじめ、ひも等でデザインを下取りし、所定の苗数と密度にむらのないよう、しっかりと植え付けること。
- (2) 植え付け後は、良く灌水し、傾いたり根が浮き上がったりしたものは、植え直すこと。

4 除草・かん水

- (1) 除草・かん水は、天候・土壌状態に注意し、無駄なく時機を逸しないように行うこと。
- (2) 除草は、花苗を傷めないように根から抜き取り、同時に花殻等の除去を行い、根の浮き上がった苗は、植え直すこと。
- (3) かん水は、花苗を傷めないように丁寧に行い、根に十分水が行き渡るように浸透させること。

5 施肥・病虫害駆除

- (1) 追肥は、植物の生育状態に応じて効果的に施すようにし、一箇所に偏らないように均一にばらまくこと。
- (2) 病虫害駆除は、散布に適した日を選んで行い、植物に十分薬剤がかかるように丁寧に散布すること。

6 補 植

- 踏み込み・天災等、管理上の瑕疵の範囲外の原因による枯死等の場合は、適宜補植分を用いること。